議案第59号

指定金融機関の指定の変更について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 235 条第 2 項及び地方自治法施 行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 168 条第 2 項の規定により、桐生市の公金の収 納及び支払の事務を取り扱わせるため指定する金融機関を、次のように変更す るものとする。

令和5年8月30日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

1 指定金融機関の名称及び所在地

変更前 株式会社足利銀行 桐生市錦町二丁目 15 番 17 号 変更後 桐生信用金庫 桐生市錦町二丁目 15 番 21 号

2 指定の期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

議 案 説 明

議案第59号 指定金融機関の指定の変更について

指定金融機関の指定の変更について、地方自治法第 235 条第 2 項及び 同法施行令第 168 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるもので す。